



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年12月23日金曜日 第370号外1

## ◇ 目 次 ◇

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県消費生活条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する等の条例.....	(広報広聴課).....48
個人情報の保護に関する法律施行条例.....	( " ).....49
愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(観光国際課).....52
知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例.....	(循環型社会推進課).....53
えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例.....	(子育て支援課).....54
愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例.....	(財政課).....54

## 条 例

### ○愛媛県条例第33号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,865	199,512	235,595	267,356	292,182	320,827	364,750	410,181	460,737
	2	151,971	201,321	237,203	269,065	294,393	323,039	367,364	412,593	463,853
	3	153,177	203,130	238,711	270,572	296,504	325,350	369,776	415,106	466,868
	4	154,282	204,939	240,218	272,382	298,514	327,562	372,389	417,518	469,884
	5	155,388	206,447	241,525	274,090	300,323	329,773	374,299	419,428	472,899
	6	156,494	208,256	243,133	275,899	302,334	331,783	376,811	421,739	475,914
	7	157,599	210,065	244,641	277,709	304,143	333,994	379,123	423,850	478,930
	8	158,705	211,875	246,148	279,719	305,751	336,205	381,636	426,061	482,045
	9	159,710	213,483	247,254	281,629	307,661	338,115	384,048	428,072	484,759
	10	161,117	215,292	248,762	283,639	309,972	340,326	386,762	430,182	487,875
	11	162,424	217,101	250,269	285,548	312,184	342,337	389,375	432,293	490,890
	12	163,730	218,910	251,576	287,458	314,495	344,548	392,089	434,404	494,006
	13	164,936	220,317	253,084	289,368	316,606	346,357	394,501	436,112	496,720
	14	166,444	222,127	254,290	291,177	318,717	348,367	396,813	437,922	499,032
	15	167,952	223,835	255,596	292,685	320,928	350,377	399,024	439,932	501,343
	16	169,560	225,644	256,803	294,092	323,039	352,388	401,436	441,942	503,655
	17	170,665	227,253	258,109	295,901	324,948	354,096	403,246	443,852	505,766
	18	172,073	228,961	259,516	297,911	326,959	356,106	405,256	445,661	507,173
	19	173,480	230,569	260,923	300,022	328,969	357,916	407,166	447,470	508,681
	20	174,887	232,077	262,431	302,032	330,979	359,825	408,975	449,179	510,088
	21	176,194	233,384	264,039	303,942	332,688	361,735	410,884	450,988	511,294
	22	178,706	234,992	265,748	306,052	334,798	363,645	412,694	452,496	512,701
	23	181,219	236,600	267,356	308,063	336,809	365,655	414,503	453,903	514,209
	24	183,732	238,108	268,964	310,173	338,919	367,565	416,412	455,410	515,716
	25	186,144	239,113	270,773	311,882	340,326	369,575	418,222	456,817	516,822
	26	187,853	240,620	272,583	313,993	342,236	371,484	419,729	458,124	517,928
	27	189,461	241,927	274,291	316,003	344,146	373,495	421,237	459,431	519,134
	28	191,170	243,133	276,000	318,013	346,055	375,505	422,845	460,637	520,340
	29	192,677	244,339	277,608	319,722	347,664	377,013	424,453	461,642	521,345
	30	194,386	245,344	279,317	321,732	349,573	378,822	425,760	462,346	522,249
	31	196,195	246,350	281,126	323,843	351,483	380,631	427,066	463,150	523,154
	32	197,904	247,355	282,634	325,953	353,292	382,239	428,273	463,853	524,059

	33	199,512	248,460	283,840	327,160	355,202	384,048	429,479	464,557	524,863
	34	200,919	249,365	285,548	329,170	357,011	385,455	430,785	465,361	525,767
	35	202,427	250,269	287,157	331,079	358,820	386,963	432,092	466,064	526,471
	36	203,934	251,275	288,865	333,190	360,529	388,571	433,298	466,667	526,973
	37	205,241	252,179	290,473	335,100	361,936	389,978	434,504	467,170	527,677
	38	206,548	253,486	292,182	337,010	363,243	391,184	435,308	467,773	528,280
	39	207,754	254,692	293,991	339,020	364,650	392,391	436,112	468,376	529,084
	40	209,060	255,998	295,800	340,929	366,057	393,496	436,916	468,979	529,687
	41	210,367	257,305	297,308	342,839	367,364	394,602	437,520	469,482	530,190
	42	211,674	258,712	299,017	344,749	368,268	395,808	438,223	469,984	
	43	212,980	259,918	300,524	346,558	369,374	397,014	438,927	470,386	
	44	214,287	261,124	302,133	348,468	370,479	398,120	439,630	470,688	
	45	215,392	262,230	303,741	349,975	371,283	398,823	440,434	470,989	
	46	216,699	263,436	305,449	351,382	372,188	399,527	441,238		
	47	218,006	264,743	307,058	352,890	373,093	400,230	441,640		
	48	219,312	265,848	308,766	354,398	373,997	400,934	442,344		
	49	220,317	266,954	309,671	356,006	374,902	401,537	442,847		
	50	221,423	267,959	311,178	356,810	375,706	402,140	443,249		
	51	222,428	269,165	312,686	358,016	376,510	402,643	443,651		
	52	223,433	270,271	314,294	359,021	377,314	403,045	444,053		
	53	224,438	271,276	315,902	359,926	378,018	403,447	444,455		
	54	225,343	272,281	317,511	361,031	378,721	403,748	444,857		
	55	226,248	273,387	319,119	361,936	379,425	404,050	445,259		
	56	227,152	274,492	320,626	363,042	380,128	404,351	445,560		
	57	227,454	275,397	322,134	363,946	380,631	404,653	445,862		
	58	228,258	276,402	323,340	364,650	381,234	404,954	446,264		
	59	228,961	277,307	324,546	365,353	381,837	405,256	446,565		
	60	229,665	278,412	325,752	366,057	382,541	405,557	446,867		
再任	61	230,368	279,518	326,456	366,459	382,943	405,859	447,168		
用職	62	231,173	280,523	327,361	367,062	383,646	406,160			
員以	63	231,876	281,428	328,165	367,766	384,249	406,462			
外の	64	232,479	282,433	328,969	368,469	384,852	406,763			
職員	65	233,082	282,935	329,873	368,771	385,254	407,065			
	66	233,685	283,840	330,275	369,474	385,857	407,367			
	67	234,288	284,543	330,979	370,178	386,460	407,668			
	68	234,992	285,448	331,783	370,881	387,064	407,970			
	69	235,695	286,453	332,587	371,183	387,466	408,171			

70	236,299	287,257	333,291	371,786	387,968	408,472
71	236,801	288,061	333,994	372,490	388,471	408,774
72	237,505	288,865	334,698	373,093	389,074	409,075
73	238,208	289,669	335,200	373,394	389,375	409,276
74	238,811	290,172	335,803	373,997	389,777	409,578
75	239,414	290,574	336,306	374,701	390,179	409,879
76	239,917	291,076	336,909	375,304	390,581	410,080
77	240,520	291,277	337,211	375,706	390,883	410,281
78	241,224	291,579	337,713	376,208	391,184	410,583
79	241,927	291,780	338,115	376,811	391,486	410,884
80	242,430	292,182	338,618	377,314	391,787	411,085
81	242,932	292,383	339,020	377,817	391,989	411,286
82	243,535	292,584	339,522	378,420	392,290	411,588
83	244,138	292,986	340,025	378,922	392,592	411,889
84	244,641	293,288	340,527	379,224	392,793	412,091
85	245,143	293,589	340,829	379,626	392,994	412,292
86	245,746	293,891	341,231	380,128	393,295	
87	246,350	294,192	341,734	380,530	393,597	
88	246,852	294,594	342,136	380,932	393,798	
89	247,355	294,896	342,437	381,334	393,999	
90	247,857	295,298	342,839	381,837	394,300	
91	248,159	295,599	343,342	382,239	394,602	
92	248,561	296,001	343,744	382,641	394,803	
93	248,862	296,202	343,945	382,943	395,004	
94		296,403	344,347	383,445		
95		296,705	344,849	383,847		
96		297,107	345,251	384,249		
97		297,308	345,452	384,551		
98		297,610	345,854	385,053		
99		298,012	346,256	385,455		
100		298,414	346,558	385,857		
101		298,615	346,860	386,159		
102		298,916	347,262			
103		299,318	347,664			
104		299,620	348,066			
105		299,821	348,568			
106		300,122	348,970			

	107		300,524	349,372						
	108		300,826	349,774						
	109		301,027	350,277						
	110		301,429	350,679						
	111		301,831	350,980						
	112		302,133	351,282						
	113		302,334	351,785						
	114		302,535							
	115		302,836							
	116		303,238							
	117		303,439							
	118		303,640							
	119		303,942							
	120		304,243							
	121		304,645							
	122		304,846							
	123		305,148							
	124		305,449							
	125		305,751							
再任用職員		188,657	216,297	256,501	276,000	291,177	316,707	358,619	391,888	443,249

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,389	191,170	216,197	256,199	297,811	322,938	349,372	383,847	424,956
	2	177,098	192,878	218,207	258,009	299,620	325,149	351,583	386,058	426,765
	3	178,907	194,687	220,217	259,818	301,429	327,260	353,895	387,968	428,675
	4	180,616	196,497	222,227	261,627	303,439	329,270	356,106	390,079	430,584
	5	182,023	198,306	224,237	263,336	305,148	331,381	358,117	391,787	431,991
	6	183,933	200,416	226,046	265,145	307,058	333,190	360,227	393,798	433,700
	7	185,742	202,628	228,057	266,753	309,068	334,899	362,439	395,607	435,308
	8	187,652	204,839	229,966	268,462	311,178	336,507	364,650	397,416	436,816
	9	189,260	206,849	232,077	269,567	312,988	338,216	366,358	399,125	438,424
	10	190,969	209,161	233,886	271,075	315,199	340,527	368,570	401,135	440,133
	11	192,677	211,674	235,695	272,382	317,310	342,739	370,580	403,145	441,741
	12	194,386	213,985	237,505	273,588	319,320	345,050	372,791	405,256	443,349
	13	196,095	215,995	239,314	274,894	321,330	347,061	374,600	406,964	444,455
	14	198,105	217,805	241,224	276,201	323,240	349,171	376,711	409,075	446,063
	15	200,115	219,614	243,133	277,206	324,848	351,382	378,721	411,085	447,872
	16	202,125	221,423	245,043	278,412	326,456	353,493	380,832	413,196	449,681
	17	204,236	223,333	246,551	279,116	328,165	355,503	382,440	414,905	451,289
	18	206,347	225,041	248,360	280,523	330,476	357,514	384,450	416,613	453,099
	19	208,658	226,951	250,169	281,830	332,587	359,524	386,360	418,322	454,908
	20	210,970	228,760	251,978	283,136	334,899	361,634	388,370	419,930	456,616
	21	213,081	230,469	253,586	284,443	336,809	363,343	390,079	421,639	458,225
	22	214,890	232,278	254,893	285,448	338,819	365,353	392,190	423,247	459,933
	23	216,599	234,087	256,099	286,755	340,929	367,163	394,300	424,654	461,541
	24	218,408	235,896	257,406	287,961	342,940	369,273	396,310	426,162	463,351
	25	220,317	237,505	258,612	288,966	344,849	370,982	398,019	427,469	464,858
	26	222,026	239,213	259,818	290,574	346,960	372,992	400,029	428,876	466,265
	27	223,835	240,922	261,124	292,283	348,870	375,002	402,140	430,383	467,773
	28	225,544	242,530	262,230	293,891	350,880	377,013	404,251	431,991	469,080
	29	227,454	243,736	263,135	295,800	352,689	378,822	405,758	433,298	470,286
	30	229,263	245,545	264,140	297,710	354,800	380,932	407,568	435,007	470,989
	31	231,072	247,355	265,346	299,419	356,609	383,043	409,276	436,715	471,693
	32	232,881	249,164	266,351	301,228	358,720	385,053	410,985	438,324	472,397

	33	234,489	250,571	266,854	302,836	360,127	386,963	412,694	439,731	472,899
	34	236,198	252,079	268,060	304,545	362,137	389,074	414,201	441,439	473,703
	35	237,907	253,385	269,065	306,354	364,047	391,184	415,809	443,148	474,407
	36	239,615	254,792	270,070	308,063	366,157	393,094	417,317	444,756	475,010
	37	240,821	255,998	270,874	309,771	368,067	394,803	418,624	446,163	475,311
	38	242,631	257,305	271,779	311,379	370,178	396,310	420,131	446,867	475,914
	39	244,440	258,511	272,784	313,189	372,188	397,617	421,639	447,571	476,417
	40	246,249	259,516	273,588	314,696	374,198	399,024	423,147	448,274	476,919
	41	247,656	260,521	274,593	316,103	376,208	400,230	424,654	448,676	477,422
	42	249,063	261,627	275,698	317,611	378,319	401,336	425,961	449,279	477,824
	43	250,370	262,632	276,704	319,320	380,430	402,341	427,268	449,983	478,226
	44	251,576	263,637	277,508	321,028	382,440	403,346	428,474	450,586	478,628
	45	252,682	264,240	278,613	322,737	384,149	404,552	429,479	451,390	478,930
	46	253,787	265,346	280,020	324,647	385,857	405,758	430,182	452,093	
	47	254,792	266,250	281,327	326,556	387,466	406,864	430,986	452,596	
	48	255,596	267,356	282,734	328,366	389,174	408,070	431,790	453,099	
	49	256,300	268,160	284,443	329,773	390,581	409,377	432,293	453,601	
	50	257,205	269,165	286,151	331,381	391,586	410,181	432,695	453,903	
	51	258,310	270,170	287,659	332,788	392,592	410,985	433,097	454,204	
	52	259,315	271,075	289,066	334,497	393,597	411,688	433,399	454,606	
	53	259,818	272,080	290,473	336,004	394,903	412,191	433,700	455,008	
	54	261,024	272,784	292,082	337,713	396,009	412,895	434,102	455,209	
	55	261,828	273,789	293,690	339,321	397,115	413,598	434,404	455,511	
	56	262,934	274,693	295,197	341,130	398,321	414,201	434,705	455,712	
	57	263,838	275,698	296,605	342,035	399,627	414,905	435,007	456,114	
	58	264,642	277,206	298,213	343,744	400,431	415,307	435,308	456,315	
	59	265,446	278,412	299,921	345,352	401,235	415,910	435,610	456,516	
	60	266,250	279,819	301,530	346,960	401,939	416,513	435,911	456,717	
	61	267,055	281,327	302,937	348,568	402,442	416,915	436,213	457,119	
	62	267,658	282,935	304,545	350,277	403,145	417,518	436,514		
	63	268,462	284,242	306,153	351,986	403,849	418,021	436,816		
	64	269,065	285,749	307,661	353,694	404,552	418,523	437,117		
	65	270,170	287,056	308,967	355,302	404,854	419,026	437,419		
	66	271,377	288,262	310,676	356,911	405,557	419,629	437,721		
	67	272,382	289,669	312,083	358,519	406,261	420,031	438,022		
	68	273,286	290,875	313,792	360,127	406,864	420,533	438,324		
再任	69	274,392	292,383	315,199	361,333	407,266	420,935	438,525		

用職	70	275,799	293,790	316,606	362,740	407,769	421,237	438,826
員以	71	277,005	295,298	317,913	364,047	408,372	421,538	439,128
外の	72	278,312	296,605	319,420	365,454	408,874	421,840	439,429
職員								
	73	279,317	297,811	320,124	366,660	409,377	422,142	439,630
	74	280,523	299,117	321,732	367,866	409,779	422,443	439,932
	75	281,830	300,424	323,240	369,173	410,281	422,745	440,233
	76	282,835	301,731	324,948	370,479	410,784	423,046	440,535
	77	283,940	302,635	326,758	371,786	411,286	423,247	440,736
	78	285,146	304,143	328,466	372,992	411,789	423,549	441,037
	79	286,252	305,349	330,074	374,198	412,392	423,850	441,339
	80	286,956	306,857	331,683	375,404	412,895	424,152	441,640
	81	288,061	308,163	333,391	376,610	413,297	424,353	441,841
	82	289,167	309,570	335,100	377,817	413,900	424,654	442,143
	83	290,272	310,676	336,708	378,922	414,402	424,956	442,445
	84	291,378	312,083	338,417	380,128	414,603	425,157	442,746
	85	292,484	312,988	339,824	381,234	414,905	425,358	442,947
	86	293,690	314,495	341,331	381,837	415,407	425,659	
	87	294,594	315,802	342,839	382,340	415,709	425,961	
	88	295,800	317,310	344,347	382,943	416,010	426,162	
	89	296,806	318,817	345,653	383,546	416,312	426,363	
	90	298,012	320,325	346,860	384,149	416,714	426,664	
	91	299,117	321,732	348,166	384,752	417,116	426,966	
	92	300,323	323,240	349,473	385,355	417,518	427,167	
	93	300,826	324,546	350,880	385,656	417,820	427,368	
	94	302,133	325,853	352,388	386,159	418,222		
	95	303,238	327,260	353,895	386,762	418,624		
	96	304,545	328,567	355,403	387,265	419,026		
	97	305,650	329,773	356,709	387,667	419,327		
	98	306,857	331,079	357,916	388,069	419,729		
	99	308,063	332,386	359,021	388,672	420,131		
	100	309,269	333,693	360,227	389,174	420,533		
	101	310,475	335,100	361,333	389,576	420,835		
	102	311,480	336,004	362,439	390,079			
	103	312,586	337,110	363,544	390,682			
	104	313,591	338,316	364,750	391,184			
	105	314,395	339,422	365,956	391,486			
	106	314,998	340,527	366,459	391,888			



107	315,601	341,532	367,062	392,391					
108	316,304	342,638	367,665	392,692					
109	316,807	343,844	368,268	392,994					
110	317,310	344,849	368,771	393,496					
111	317,812	345,854	369,273	393,999					
112	318,415	346,759	369,776	394,501					
113	319,219	347,664	370,178	394,803					
114	319,923	348,568	370,580	395,305					
115	320,626	349,573	371,183	395,808					
116	321,330	350,578	371,685	396,310					
117	321,933	351,583	372,088	396,612					
118	322,737	352,086	372,590	397,115					
119	323,441	352,689	373,193	397,617					
120	324,245	353,292	373,696	398,120					
121	324,848	353,594	373,897	398,522					
122	325,149	353,996	374,399	399,024					
123	325,652	354,498	374,902	399,426					
124	326,154	354,900	375,304	399,929					
125	326,456	355,302	375,806	400,331					
126		355,704	376,309						
127		356,207	376,811						
128		356,609	377,314						
129		357,011	377,616						
130			378,118						
131			378,621						
132			379,123						
133			379,425						
134			379,927						
135			380,329						
136			380,731						
137			381,033						
138			381,535						
139			382,038						
140			382,541						
141			382,842						
再任用職員	242,731	254,491	258,612	290,071	306,656	320,827	344,548	379,827	411,588

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,167	199,813	286,151	335,200	390,782
	2	152,272	202,427	288,564	337,412	393,697
	3	153,478	204,839	290,875	339,422	396,310
	4	154,584	207,352	293,187	341,331	399,125
	5	155,689	209,864	295,499	343,040	401,235
	6	156,996	212,176	297,409	344,749	403,949
	7	158,303	214,488	299,419	346,357	406,663
	8	159,609	216,699	301,127	347,664	409,377
	9	160,614	218,810	302,937	349,372	411,889
	10	162,323	221,122	305,349	351,382	414,503
	11	163,931	223,634	307,661	353,493	417,217
	12	165,539	225,946	310,173	355,403	420,031
	13	166,947	227,956	312,284	357,413	422,644
	14	168,856	230,368	314,696	359,323	425,358
	15	170,766	232,881	317,109	361,132	428,172
	16	172,776	235,293	319,822	363,042	430,886
	17	174,384	237,505	322,235	364,750	433,399
	18	176,495	240,319	324,446	366,660	436,012
	19	178,606	243,234	326,456	368,369	438,525
	20	180,616	246,148	328,466	370,379	441,138
	21	182,727	248,661	330,577	371,887	443,651
	22	184,938	251,375	332,185	373,897	446,264
	23	187,149	253,888	333,592	375,605	448,877
	24	189,360	256,602	334,999	377,515	451,390
	25	191,371	259,114	336,909	378,922	453,601
	26	193,582	261,527	338,819	380,631	455,913
	27	195,692	263,838	340,628	382,541	458,426
	28	197,803	265,949	342,437	384,450	460,938
	29	199,914	268,462	344,347	386,159	463,451
	30	201,422	270,572	346,055	388,069	465,964
	31	203,231	272,482	347,563	389,978	468,477
	32	204,939	274,492	349,272	391,888	470,989

	33	206,749	276,201	350,478	393,496	473,301
	34	208,658	278,211	351,885	395,305	475,713
	35	210,568	280,221	353,192	396,913	478,126
	36	212,478	282,031	354,699	398,723	480,638
	37	213,985	283,940	355,905	399,929	483,051
	38	215,895	285,046	357,313	401,436	485,563
	39	217,805	286,252	358,519	402,844	487,976
	40	219,714	287,458	359,926	404,251	490,488
	41	221,524	288,664	360,629	405,658	492,800
	42	223,433	289,368	361,735	406,964	495,011
	43	225,343	289,971	362,941	408,472	497,222
	44	227,253	290,674	364,047	410,080	499,434
	45	228,961	291,378	365,152	411,487	501,142
	46	230,871	292,484	366,358	412,694	502,650
	47	232,680	293,589	367,665	414,302	504,258
	48	234,489	294,695	368,771	415,910	505,766
	49	236,097	295,901	369,876	417,217	507,474
	50	237,907	297,107	371,183	418,624	508,882
	51	239,615	298,112	372,490	420,131	510,289
	52	241,224	299,017	373,796	421,538	511,796
	53	242,530	300,122	374,500	422,946	512,902
	54	244,239	301,127	375,505	424,353	514,108
	55	245,847	302,334	376,409	425,760	515,314
	56	247,355	303,238	377,415	427,167	516,520
	57	248,561	303,741	378,219	428,273	517,425
	58	249,767	304,545	379,023	429,579	518,430
	59	250,671	305,550	379,726	430,986	519,435
再任	60	251,576	306,454	380,430	432,293	520,440
用職	61	252,581	307,359	381,033	433,097	521,546
員以	62	253,486	308,465	381,736	434,002	522,450
外の	63	254,390	309,570	382,641	435,007	523,154
職員	64	255,295	310,676	383,546	435,911	523,858
	65	256,199	311,480	384,149	436,816	524,662
	66	257,104	312,586	384,953	437,620	525,466
	67	257,908	313,490	385,757	438,223	526,270
	68	258,511	314,495	386,561	439,027	527,074

69	259,315	315,500	387,164	439,429	527,778
70	260,622	316,505	387,868	440,032	528,582
71	261,929	317,611	388,571	440,535	529,386
72	263,135	318,717	389,275	441,037	530,190
73	264,441	319,219	389,978	441,540	530,893
74	265,848	320,224	390,581		
75	267,055	321,330	391,184		
76	268,060	322,436	391,888		
77	269,065	323,541	392,592		
78	270,170	324,546	393,195		
79	271,377	325,451	393,798		
80	272,281	326,355	394,401		
81	273,487	327,461	395,004		
82	274,693	328,265	395,607		
83	275,899	328,969	396,210		
84	276,905	329,773	396,813		
85	278,010	330,275	397,316		
86	279,015	330,778	397,818		
87	280,121	331,280	398,321		
88	281,126	331,783	399,024		
89	281,930	332,085	399,426		
90	283,136	332,587			
91	284,141	333,090			
92	285,347	333,592			
93	286,252	333,894			
94	287,257	334,296			
95	288,262	334,798			
96	289,267	335,301			
97	289,569	335,803			
98	290,473	336,306			
99	291,177	336,809			
100	292,082	337,311			
101	292,986	337,814			
102	293,690	338,316			
103	294,393	338,819			
104	295,097	339,321			

	105	295,800	339,824			
	106	296,303	340,226			
	107	296,806	340,728			
	108	297,308	341,130			
	109	297,509	341,633			
	110	297,911	342,035			
	111	298,213	342,538			
	112	298,514	342,940			
	113	298,816	343,442			
	114	299,117	343,844			
	115	299,419	344,347			
	116	299,720	344,749			
	117	300,022	345,251			
	118	300,424	345,653			
	119	300,725	346,055			
	120	301,127	346,457			
	121	301,429	346,860			
再任用職員		218,609	260,019	284,945	327,562	386,360

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	254,893	340,125	402,442	474,105
	2	257,406	343,141	405,356	476,417
	3	259,918	345,955	407,970	478,628
	4	262,431	348,870	410,683	480,940
	5	264,642	351,583	413,096	483,151
	6	268,462	354,599	415,407	485,362
	7	272,281	357,715	417,518	487,574
	8	276,100	360,529	419,428	489,785
	9	279,719	362,941	421,639	491,795
	10	283,739	365,554	424,353	493,906
	11	287,760	368,268	426,966	496,016
	12	291,780	371,082	429,680	498,127
	13	295,499	373,997	432,092	500,238
	14	299,519	377,515	434,605	502,348
	15	303,439	380,530	437,017	504,459
	16	307,259	384,149	439,530	506,570
	17	310,877	387,566	441,540	508,681
	18	314,395	390,280	443,952	510,691
	19	317,913	392,793	446,264	512,701
	20	321,430	395,406	448,676	514,711
	21	325,049	398,120	450,184	516,520
	22	328,768	400,331	452,596	518,330
	23	332,185	402,241	454,908	520,239
	24	335,502	403,849	457,219	522,149
	25	339,020	405,859	459,230	523,858
	26	341,532	408,171	461,541	525,667
	27	344,146	410,382	463,753	527,476
	28	346,457	412,694	466,064	529,285
	29	348,870	415,005	468,175	530,893
	30	350,679	417,116	470,487	532,703
	31	352,488	419,126	472,799	534,512
	32	354,498	421,237	475,010	536,321

	33	356,709	423,147	477,020	537,929
	34	359,021	424,956	479,131	539,738
	35	361,132	426,765	481,241	541,447
	36	363,444	428,775	483,352	543,256
	37	365,554	430,685	485,463	544,864
	38	367,967	432,695	487,272	546,472
	39	370,178	434,605	489,081	547,880
	40	372,188	436,615	490,890	549,488
	41	374,399	438,424	492,599	550,995
	42	375,404	440,233	494,408	552,402
	43	376,208	441,942	496,217	553,810
	44	376,912	443,751	498,027	555,116
	45	378,118	445,560	499,635	556,322
	46	379,525	447,370	501,343	557,327
	47	381,033	449,179	503,153	558,333
再任	48	382,541	450,887	504,962	559,338
用職	49	383,646	452,697	506,570	560,343
員以	50	384,651	454,405	507,877	561,247
外の	51	385,656	456,214	509,183	562,152
職員	52	386,460	458,024	510,490	563,057
	53	387,365	459,933	511,495	563,861
	54	388,270	461,139	512,802	564,765
	55	388,973	462,346	514,108	565,670
	56	389,878	463,552	515,415	566,574
	57	390,581	464,758	516,420	567,479
	58	391,486	465,763	517,224	568,384
	59	392,290	466,768	518,028	569,288
	60	393,094	467,773	518,832	569,992
	61	393,597	468,577	519,737	570,896
	62	394,099	469,281	520,541	571,801
	63	394,501	469,984	521,445	572,705
	64	395,004	470,688	522,249	573,610
	65	395,305	471,391	523,154	574,515
	66		472,095	524,059	
	67		472,799	524,762	
	68		473,402	525,667	

69			473,703	526,571	
70			474,407	527,375	
71			475,110	528,280	
72			475,814	529,185	
73			476,216	529,989	
74			476,819	530,893	
75			477,523	531,798	
76			478,226	532,501	
77			478,628	533,306	
78			479,231	534,210	
79			479,834	535,115	
80			480,337	536,019	
81			480,940	536,823	
82			481,442	537,728	
83			481,945	538,633	
84			482,448	539,537	
85			482,850	540,341	
86			483,453	541,246	
87			483,855	542,150	
88			484,357	543,055	
89			484,860	543,859	
90			485,463		
91			486,066		
92			486,468		
93			486,970		
94			487,574		
95			488,177		
96			488,780		
97			489,282		
再任用職員		297,710	340,326	395,004	468,376

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。



□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,891	192,476	227,956	253,687	283,538	328,667	372,992
	2	157,298	194,084	229,564	254,792	285,448	330,677	375,706
	3	158,705	195,692	231,173	255,998	287,559	332,889	378,319
	4	160,112	197,301	232,781	257,305	289,569	335,100	381,033
	5	161,318	198,808	234,188	258,511	291,680	336,909	383,445
	6	163,127	200,316	235,796	259,717	293,790	339,120	386,159
	7	164,836	201,924	237,304	260,823	295,700	341,130	388,772
	8	166,444	203,432	238,912	261,828	297,710	343,342	391,486
	9	168,052	205,040	239,816	263,135	299,519	345,151	393,597
	10	169,761	206,749	241,224	263,838	301,429	347,262	395,908
	11	171,369	208,357	242,631	264,743	303,037	349,372	398,120
	12	173,178	210,065	243,736	265,547	304,645	351,483	400,331
	13	174,585	211,473	245,244	266,653	306,656	352,991	402,442
	14	176,395	213,081	246,551	267,758	308,565	355,001	404,452
	15	178,304	214,689	247,757	268,964	310,676	356,911	406,462
	16	180,113	216,297	249,063	270,070	312,686	358,921	408,573
	17	182,023	217,704	249,867	271,578	314,696	360,730	410,382
	18	183,531	219,312	251,073	273,286	316,707	362,740	412,392
	19	185,340	221,021	252,179	274,995	318,817	364,750	414,302
	20	187,149	222,730	253,285	276,704	320,928	366,760	416,412
	21	188,657	224,036	254,692	278,412	322,737	368,570	418,222
	22	190,164	225,544	255,496	280,121	324,747	370,580	419,830
	23	191,672	226,951	256,401	281,830	326,556	372,691	421,438
	24	193,180	228,459	257,305	283,438	328,567	374,801	422,946
	25	194,788	229,665	258,310	285,146	330,275	376,208	424,453
	26	196,095	231,072	259,416	286,855	332,185	378,018	425,760
	27	197,602	232,379	260,521	288,664	334,195	379,827	427,066
	28	199,009	233,585	261,728	290,272	336,205	381,535	428,373
	29	200,517	234,791	263,135	291,680	337,512	383,345	429,680
	30	201,723	236,097	264,743	293,288	339,321	384,852	430,886
	31	203,030	237,605	266,351	294,896	341,030	386,460	432,092
	32	204,336	238,912	267,859	296,605	342,839	388,169	433,198
	33	205,743	239,917	269,165	298,313	344,548	389,476	434,404

	34	207,151	241,224	270,874	300,022	346,357	390,782	435,610
	35	208,457	242,128	272,482	301,831	348,267	392,089	436,816
	36	209,864	243,334	274,090	303,640	350,076	393,295	438,022
	37	210,970	244,641	275,497	304,947	351,885	394,401	439,329
	38	212,277	245,746	277,005	306,656	353,594	395,607	440,133
	39	213,583	246,852	278,613	308,163	355,202	396,712	440,535
	40	214,890	247,958	280,020	309,771	356,911	397,818	441,238
	41	215,995	249,063	281,226	311,480	358,117	398,622	441,741
	42	217,202	249,968	282,634	313,189	359,222	399,426	442,143
	43	218,408	250,872	284,141	314,797	360,428	400,230	442,545
	44	219,614	251,677	285,649	316,505	361,634	401,034	442,947
	45	220,719	252,782	287,157	317,410	362,841	401,436	443,349
	46	221,825	254,089	288,865	318,817	363,645	402,040	443,751
	47	222,830	255,395	290,574	320,325	364,851	402,542	444,153
	48	223,835	256,602	292,182	321,933	365,956	402,944	444,455
	49	224,740	258,109	293,388	323,340	366,962	403,346	444,756
	50	225,644	259,516	294,996	324,647	367,967	403,648	445,158
	51	226,549	260,722	296,303	325,853	368,972	403,949	445,460
	52	227,454	261,929	297,911	327,160	369,977	404,251	445,761
	53	227,755	262,934	299,218	328,265	370,781	404,552	446,063
	54	228,559	264,240	300,725	329,270	371,585	404,854	
再任	55	229,162	265,547	302,133	330,376	372,490	405,155	
用職	56	229,966	266,653	303,640	331,381	373,394	405,457	
員以	57	230,670	267,457	304,645	331,884	373,897	405,758	
外の	58	231,374	268,663	305,851	332,788	374,701	406,060	
職員	59	231,977	269,869	307,058	333,592	375,505	406,361	
	60	232,580	270,974	308,465	334,497	376,309	406,763	
	61	233,283	271,879	309,771	335,301	376,711	406,964	
	62	233,886	272,985	310,977	335,602	377,415	407,266	
	63	234,489	274,090	312,284	336,205	378,118	407,568	
	64	235,193	275,196	313,490	336,909	378,822	407,869	
	65	235,796	276,000	314,897	337,512	379,224	408,070	
	66	236,500	277,106	315,701	338,216	379,827		
	67	237,203	278,010	316,505	338,919	380,530		
	68	237,907	279,116	317,310	339,623	381,133		
	69	238,510	280,121	317,913	340,326	381,535		

70	239,113	281,126	318,616	340,829	382,038
71	239,716	282,232	319,320	341,432	382,541
72	240,218	283,337	319,923	342,035	383,043
73	240,821	283,940	320,626	342,337	383,646
74	241,525	284,644	320,827	342,940	384,149
75	242,229	285,146	321,430	343,442	384,752
76	242,731	285,950	322,034	344,045	385,355
77	243,133	286,755	322,637	344,548	385,857
78	243,636	287,358	323,139	345,050	386,360
79	244,138	287,961	323,642	345,553	386,862
80	244,440	288,564	324,144	345,955	387,365
81	244,741	289,267	324,747	346,256	387,667
82	245,043	289,770	325,250	346,558	388,169
83	245,344	290,172	325,652	346,960	388,571
84	245,646	290,574	326,154	347,262	388,973
85	245,947	290,775	326,657	347,764	389,375
86		290,976	327,059	348,066	389,878
87		291,177	327,260	348,367	390,280
88		291,378	327,662	348,669	390,682
89		291,780	328,064	349,071	391,084
90		291,981	328,466	349,372	391,586
91		292,182	328,868	349,774	391,989
92		292,383	329,270	350,076	392,391
93		292,785	329,572	350,478	392,793
94		292,986	329,773	350,779	
95		293,187	330,175	351,081	
96		293,489	330,476	351,382	
97		293,891	330,677	351,684	
98		294,192	330,979	352,086	
99		294,393	331,280	352,488	
100		294,695	331,582	352,890	
101		294,996	331,783	353,393	
102		295,197	332,085	353,795	
103		295,398	332,487	354,197	
104		295,700	332,688	354,599	
105		296,001	332,889	355,101	

	106			333,090				
	107			333,492				
	108			333,693				
	109			333,894				
	110			334,296				
	111			334,698				
	112			335,100				
	113			335,301				
再任用職員		189,662	216,398	244,741	258,210	283,538	324,446	366,861

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	170,766	198,004	244,842	267,055	289,870	331,783	376,007
	2	172,173	199,914	246,651	267,959	291,479	333,894	378,621
	3	173,681	201,924	248,460	268,864	293,087	335,904	381,334
	4	175,088	203,834	250,269	269,768	294,896	338,115	383,948
	5	176,495	205,944	251,677	270,271	296,504	340,125	386,159
	6	178,003	207,955	252,983	271,276	298,313	342,236	388,571
	7	179,510	210,166	254,089	271,980	300,022	344,347	390,883
	8	181,018	212,277	255,395	272,884	301,731	346,457	393,195
	9	182,224	214,287	256,199	273,990	303,439	347,965	395,205
	10	183,933	215,694	257,104	274,593	305,047	349,975	397,316
	11	185,541	217,101	258,009	275,598	306,354	351,885	399,527
	12	187,049	218,307	258,813	276,603	307,661	353,895	401,838
	13	188,456	219,714	259,918	277,608	309,168	355,805	403,748
	14	190,466	221,122	260,923	278,613	310,776	357,916	405,758
	15	192,476	222,629	261,728	279,618	312,586	360,026	407,970
	16	194,486	223,835	262,632	280,724	314,395	362,037	410,181
	17	196,497	225,242	263,135	282,031	316,103	364,047	412,191
	18	198,507	226,750	264,039	283,237	317,712	366,057	414,402
	19	200,517	228,258	264,843	284,242	319,420	368,168	416,613
	20	202,527	229,765	265,647	285,448	321,129	370,278	418,724
	21	204,537	230,871	266,552	286,956	322,536	371,987	420,634
	22	206,447	232,580	267,256	288,564	324,044	374,098	422,544
	23	208,558	234,288	268,160	289,870	325,551	376,208	424,353
	24	210,668	235,896	268,964	291,177	327,059	378,219	426,262
	25	212,277	237,203	269,969	292,283	328,466	380,229	427,971
	26	213,583	238,912	270,773	293,891	329,873	381,837	429,579
	27	214,789	240,620	271,678	295,599	331,381	383,747	431,288
	28	216,096	242,329	272,683	297,107	332,989	385,656	432,896
	29	217,302	243,937	273,889	298,112	334,095	387,466	434,203
	30	218,408	245,344	275,095	299,519	335,602	389,174	435,509
	31	219,714	246,651	276,603	300,926	337,010	391,084	437,117
	32	220,820	247,757	277,910	302,434	338,517	392,893	438,625
	33	222,127	248,762	279,417	303,841	340,125	394,602	440,334

34	223,433	249,867	280,824	305,349	341,633	396,310	441,942
35	224,740	250,772	282,031	306,957	343,241	398,120	443,349
36	226,046	251,777	283,237	308,565	344,749	399,828	444,756
37	227,152	252,481	284,744	309,872	346,457	401,436	445,862
38	228,559	253,486	285,950	311,279	348,066	403,145	447,168
39	229,866	254,390	287,358	312,686	349,573	404,954	448,475
40	231,273	255,395	288,564	314,294	351,181	406,763	449,882
41	232,178	255,797	289,569	315,802	352,388	408,271	450,887
42	233,585	256,702	290,875	317,209	353,895	409,779	451,591
43	234,891	257,506	292,182	318,616	355,403	411,286	452,395
44	236,299	258,210	293,589	320,124	356,810	412,593	452,998
45	237,505	259,014	294,896	320,928	358,418	413,699	453,903
46	238,912	259,717	296,303	322,335	359,423	414,804	454,606
47	240,218	260,622	297,811	323,742	360,931	415,910	455,410
48	241,525	261,426	299,318	325,250	362,238	417,116	456,214
49	242,430	262,230	300,424	326,355	363,645	418,423	456,918
50	243,535	263,135	301,731	327,763	365,052	419,528	457,622
51	244,540	264,039	302,937	329,069	366,358	420,734	458,325
52	245,545	265,044	304,344	330,376	367,766	421,840	459,129
53	246,249	266,150	305,751	331,783	369,273	423,046	459,933
54	247,254	267,356	307,058	333,190	370,479	424,051	460,737
55	248,159	268,663	308,465	334,597	371,585	425,157	461,441
56	249,063	269,969	309,872	335,904	372,791	426,262	462,144
57	249,767	271,377	310,676	336,809	373,897	427,368	462,949
58	250,772	272,884	311,882	338,115	374,801	427,871	
59	251,375	274,291	313,088	339,321	375,806	428,474	
60	252,179	275,698	314,495	340,628	376,811	428,876	
61	252,983	277,005	315,601	341,734	377,415	429,479	
62	253,787	278,312	316,908	342,638	378,219	429,981	
63	254,591	279,719	318,214	343,844	379,023	430,383	
64	255,395	280,824	319,420	345,151	379,827	430,886	
65	256,099	281,930	320,727	346,256	380,530	431,489	
66	256,803	283,237	322,034	347,463	381,234	431,891	
67	257,607	284,543	323,340	348,669	382,038	432,193	
68	258,310	285,850	324,647	349,774	382,742	432,494	
69	259,114	286,956	325,350	350,779	383,345	432,896	

	70	259,918	288,463	326,456	351,785	383,948
	71	260,823	289,971	327,562	352,890	384,651
	72	261,828	291,378	328,466	353,996	385,254
	73	263,135	292,383	329,773	354,800	385,958
	74	264,441	293,790	330,476	355,905	386,460
	75	265,547	294,996	331,582	357,011	387,064
	76	266,653	296,303	332,788	358,117	387,566
	77	267,557	297,710	333,894	358,820	387,968
	78	268,562	299,017	335,100	359,624	388,571
	79	269,768	300,223	336,205	360,428	389,074
	80	270,773	301,530	337,412	361,132	389,375
	81	271,678	302,032	338,517	361,735	389,677
	82	272,583	303,238	339,623	362,238	390,179
再任	83	273,588	304,344	340,628	362,841	390,581
用職	84	274,492	305,550	341,734	363,343	390,883
員以						
外の	85	275,296	306,656	342,638	363,946	391,184
職員	86	276,100	307,862	343,643	364,449	391,687
	87	277,005	309,068	344,548	365,052	392,190
	88	277,910	310,173	345,553	365,554	392,592
	89	278,714	311,480	346,558	365,956	392,893
	90	279,618	312,686	347,362	366,358	393,295
	91	280,422	313,892	348,166	366,962	393,798
	92	281,428	315,098	348,970	367,464	394,200
	93	282,332	315,902	349,573	367,766	394,602
	94	283,337	316,606	350,176	368,268	395,004
	95	284,242	317,310	350,880	368,670	395,506
	96	285,247	317,913	351,483	368,972	395,908
	97	285,850	318,616	351,885	369,575	396,310
	98	286,654	318,918	352,287	370,077	396,712
	99	287,257	319,521	352,790	370,580	397,215
	100	288,162	320,224	353,192	371,082	397,617
	101	288,966	320,626	353,694	371,685	398,019
	102	289,770	321,229	354,096	372,188	
	103	290,574	321,833	354,599	372,691	
	104	291,378	322,436	355,001	373,093	
	105	292,082	322,838	355,302	373,696	

106	292,584	323,340	355,805	374,198
107	293,087	323,843	356,207	374,701
108	293,589	324,345	356,508	375,203
109	293,790	324,747	357,011	375,806
110	294,092	325,149	357,514	376,208
111	294,293	325,451	358,016	376,711
112	294,695	325,752	358,519	377,214
113	294,996	326,154	359,021	377,817
114	295,197	326,556	359,524	
115	295,599	326,959	360,026	
116	295,901	327,260	360,428	
117	296,202	327,461	360,830	
118	296,504	327,763	361,232	
119	296,806	328,165	361,735	
120	297,208	328,366	362,238	
121	297,509	328,567	362,640	
122	297,911	328,868	363,142	
123	298,213	329,170	363,645	
124	298,615	329,471	364,147	
125	298,816	329,672	364,449	
126	299,017	329,974		
127	299,318	330,376		
128	299,720	330,577		
129	299,921	330,778		
130	300,223	330,979		
131	300,625	331,381		
132	301,027	331,582		
133	301,228	331,884		
134	301,530	332,286		
135	301,932	332,688		
136	302,233	333,090		
137	302,434	333,391		
138	302,736	333,793		
139	303,138	334,195		
140	303,439	334,597		
141	303,640	334,899		



	142	304,042	335,301					
	143	304,444	335,602					
	144	304,746	336,004					
	145	304,947	336,306					
	146	305,148	336,708					
	147	305,449	337,110					
	148	305,851	337,512					
	149	306,052	337,814					
	150	306,253	338,216					
	151	306,555	338,618					
	152	306,857	339,020					
	153	307,259	339,321					
	154	307,460						
	155	307,661						
	156	307,962						
	157	308,264						
	158	308,565						
	159	308,867						
	160	309,168						
	161	309,570						
	162	309,872						
	163	310,173						
	164	310,475						
	165	310,877						
	166	311,178						
	167	311,480						
	168	311,782						
	169	312,184						
再任用職員		236,299	256,702	263,939	274,191	290,574	327,863	372,490

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

( 教 育 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 )

**第3条** 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,238	181,119	268,864	297,509	408,774
	2	166,746	183,229	271,276	300,122	410,281
	3	168,253	185,340	273,588	302,937	411,789
	4	169,761	187,551	275,799	305,349	413,297
	5	171,369	189,561	278,211	307,862	414,704
	6	173,279	191,572	280,523	309,972	416,111
	7	175,088	193,682	282,734	312,284	417,619
	8	176,897	195,793	284,845	314,395	419,227
	9	178,606	198,004	286,956	316,505	420,634
	10	180,716	200,617	289,267	318,817	422,041
	11	182,727	203,231	291,579	321,229	423,448
	12	184,636	205,844	293,690	323,742	424,755
	13	186,546	208,457	296,102	326,154	426,061
	14	188,657	210,166	297,911	328,064	427,469
	15	190,767	211,774	299,821	329,974	428,876
	16	192,878	213,483	301,530	332,085	430,283
	17	195,089	215,292	303,339	333,894	431,489
	18	197,401	216,900	305,650	336,105	432,796
	19	199,914	218,609	307,862	338,216	434,002
	20	202,226	220,217	310,274	340,226	435,308
	21	204,638	222,026	312,485	342,337	436,414
	22	206,246	223,936	314,897	344,146	437,620
	23	207,955	225,845	317,109	345,955	438,927
	24	209,663	227,755	319,722	347,563	440,233
	25	211,171	229,263	322,134	349,272	441,540
	26	212,578	231,273	324,446	351,081	442,746
	27	214,186	233,283	326,657	352,991	443,751
	28	215,694	235,293	328,768	354,900	444,857
	29	217,403	237,103	330,878	356,709	446,063
	30	219,111	239,816	332,487	358,519	446,867
	31	220,820	242,530	334,095	360,227	447,671
	32	222,529	245,244	335,703	362,137	448,576

33	223 835	247 857	337 512	363 444	449 480
34	225 544	250 671	339 623	365 152	449 983
35	227 253	253 285	341 734	366 660	450 485
36	228 861	255 998	343 744	368 469	450 988
37	230 268	258 310	345 754	370 379	451 490
38	231 977	260 722	347 664	371 887	
39	233 685	263 235	349 674	373 193	
40	235 394	265 446	351 583	374 801	
41	237 002	267 959	353 091	375 907	
42	238 711	270 271	354 900	377 314	
43	240 319	272 482	356 508	378 721	
44	241 927	274 593	358 217	380 229	
45	243 535	276 704	360 026	381 636	
46	245 043	278 915	361 735	383 244	
47	246 350	281 025	363 042	384 852	
48	247 656	282 935	364 650	386 360	
49	248 762	285 247	365 856	387 767	
50	250 068	286 956	367 364	389 275	
51	251 476	288 865	368 972	390 782	
52	252 581	290 674	370 580	392 190	
53	253 687	292 082	371 987	393 396	
54	255 094	294 192	373 495	394 702	
55	256 099	296 202	375 002	395 808	
56	257 104	298 414	376 510	396 913	
57	258 310	300 424	378 018	398 321	
58	259 315	302 836	379 425	399 527	
59	260 421	305 047	380 832	400 733	
60	261 426	307 661	382 139	402 040	
61	262 632	309 872	383 043	403 246	
62	263 336	312 284	384 249	404 251	
63	264 240	314 596	385 455	405 658	
64	264 843	316 807	386 561	406 964	
65	265 848	318 918	387 466	408 171	
66	267 256	320 727	388 672	409 276	
67	268 361	322 335	389 677	410 482	
68	269 668	323 943	390 782	411 588	

	69	271,175	325,853	391,989	412,593
	70	272,683	327,964	392,994	413,799
	71	273,990	330,074	394,099	415,005
	72	275,397	332,085	395,305	416,211
	73	276,201	334,195	396,310	416,814
	74	277,206	336,306	397,416	417,619
	75	278,412	338,517	398,522	418,322
	76	279,417	340,728	399,627	418,825
再任					
用教	77	280,623	342,437	400,532	419,126
育職	78	281,629	344,347	401,436	419,528
員以	79	282,835	346,055	402,442	419,930
外の	80	283,739	347,865	403,447	420,332
教育					
職員	81	284,945	349,674	404,251	420,634
	82	285,749	351,483	405,055	421,036
	83	286,755	352,890	405,758	421,438
	84	287,760	354,699	406,562	421,739
	85	288,664	355,905	407,266	422,041
	86	289,569	357,514	408,070	422,443
	87	290,272	359,021	408,774	422,845
	88	291,277	360,529	409,477	423,147
	89	292,283	361,836	410,080	423,448
	90	293,187	363,142	410,784	423,750
	91	294,092	364,549	411,286	424,051
	92	294,896	365,956	411,990	424,252
	93	295,197	367,464	412,392	424,453
	94	295,901	368,771	412,794	424,755
	95	296,605	370,077	413,096	425,056
	96	297,409	371,283	413,397	425,257
	97	298,213	372,289	413,699	425,458
	98	299,017	373,294	414,000	425,760
	99	299,821	374,299	414,302	426,061
	100	300,524	375,304	414,503	426,262
	101	301,429	376,208	414,704	426,463
	102	301,932	377,214	415,005	
	103	302,434	378,219	415,307	
	104	302,937	379,224	415,508	

105	303,138	380,028	415,709
106	303,540	380,932	416,010
107	303,841	381,837	416,312
108	304,042	382,842	416,513
109	304,243	383,646	416,714
110	304,444	384,651	417,015
111	304,746	385,656	417,317
112	305,047	386,661	417,518
113	305,248	387,265	417,719
114	305,449	388,169	418,021
115	305,650	389,074	418,322
116	305,952	389,978	418,523
117	306,253	390,782	418,724
118	306,555	391,486	
119	306,857	392,290	
120	307,158	393,094	
121	307,359	393,697	
122	307,560	394,501	
123	307,761	395,205	
124	308,063	395,908	
125	308,364	396,511	
126		397,215	
127		397,718	
128		398,321	
129		399,024	
130		399,627	
131		400,130	
132		400,632	
133		400,934	
134		401,235	
135		401,537	
136		401,838	
137		402,140	
138		402,442	
139		402,743	
140		403,045	

	141		403,346			
	142		403,648			
	143		403,949			
	144		404,251			
	145		404,452			
	146		404,753			
	147		405,055			
	148		405,256			
	149		405,457			
	150		405,758			
	151		406,060			
	152		406,261			
	153		406,462			
	154		406,763			
	155		407,065			
	156		407,266			
	157		407,467			
再任用教育職員		226,348	272,482	299,620	326,054	407,266

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,538円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	165,238	208,457	333,894	419,026
	2	166,746	210,166	336,105	420,835
	3	168,253	211,774	338,216	422,644
	4	169,761	213,483	340,226	424,353
	5	171,369	215,292	342,337	425,860
	6	173,279	216,900	344,146	427,368
	7	175,088	218,609	345,955	429,278
	8	176,897	220,217	347,563	431,187
	9	178,606	222,026	349,272	432,997
	10	180,716	223,936	351,382	434,806
	11	182,727	225,845	353,493	436,715
	12	184,636	227,755	355,604	438,525
	13	186,546	229,263	357,715	440,233
	14	188,657	231,273	359,725	442,143
	15	190,767	233,283	361,735	443,952
	16	192,878	235,293	363,745	445,862
	17	195,089	237,103	365,353	447,571
	18	197,401	239,816	367,263	449,380
	19	199,914	242,530	369,072	451,189
	20	202,226	245,244	371,082	452,998
	21	204,638	247,857	372,691	454,606
	22	206,246	250,671	374,600	456,315
	23	207,955	253,285	376,409	458,225
	24	209,663	255,998	378,319	459,933
	25	211,171	258,310	379,626	461,642
	26	212,679	260,722	381,435	463,250
	27	214,387	263,235	383,244	464,858
	28	215,995	265,446	385,154	466,366
	29	217,503	267,959	386,963	467,874
	30	219,212	270,271	388,873	469,180
	31	220,920	272,482	390,782	470,487
	32	222,629	274,593	392,793	471,793



33	224,036	276,704	394,501	473,000
34	225,845	278,915	396,210	473,703
35	227,655	281,025	397,818	474,407
36	229,363	282,935	399,627	475,110
37	230,871	285,247	400,833	475,713
38	232,680	286,956	402,341	
39	234,489	288,865	403,748	
40	236,299	290,674	405,155	
41	238,007	292,082	406,864	
42	239,716	294,192	408,271	
43	241,324	296,202	409,578	
44	242,932	298,414	411,085	
45	244,138	300,424	412,694	
46	245,445	302,836	414,000	
47	246,752	305,047	415,508	
48	247,857	307,661	417,116	
49	249,164	309,872	418,825	
50	250,571	312,284	420,232	
51	251,777	314,596	421,840	
52	253,184	316,807	423,348	
53	254,290	318,918	425,056	
54	255,496	320,727	426,564	
55	256,803	322,335	428,172	
56	257,808	323,943	429,780	
57	259,114	325,853	431,288	
58	259,818	327,964	432,796	
59	260,923	330,074	434,002	
60	261,929	332,085	435,208	
61	263,034	334,195	436,414	
62	263,939	336,306	437,721	
63	265,044	338,517	439,027	
64	265,848	340,728	440,233	
65	267,155	342,437	441,439	
66	268,562	344,648	442,646	
67	269,969	346,658	443,852	
68	271,578	348,870	445,058	

	69	272,884	350,679	446,264	
	70	274,191	352,589	447,470	
	71	275,497	354,599	448,676	
	72	276,804	356,609	449,882	
	73	277,809	358,217	450,988	
再任	74	279,015	360,127	451,591	
用教	75	280,322	361,936	452,093	
育職	76	281,327	363,846	452,596	
員以					
外の	77	282,232	365,655	453,099	
教育	78	283,237	367,364		
職員	79	284,242	369,072		
	80	285,247	370,680		
	81	286,352	372,188		
	82	287,559	373,696		
	83	288,765	375,203		
	84	289,971	376,610		
	85	290,976	377,716		
	86	292,082	379,123		
	87	293,087	380,530		
	88	294,293	381,837		
	89	295,398	383,144		
	90	296,504	384,450		
	91	297,710	385,656		
	92	298,916	386,963		
	93	299,419	388,270		
	94	300,424	389,375		
	95	301,530	390,682		
	96	302,736	391,888		
	97	303,741	393,295		
	98	304,846	394,300		
	99	305,851	395,406		
	100	306,957	396,411		
	101	307,862	397,316		
	102	308,967	398,321		
	103	310,073	399,426		
	104	311,078	400,532		

105	311,681	401,235
106	312,586	402,140
107	313,390	403,045
108	314,194	403,949
109	315,098	404,753
110	315,500	405,658
111	315,902	406,462
112	316,405	407,266
113	317,008	407,869
114	317,410	408,573
115	317,913	409,276
116	318,415	409,980
117	319,018	410,583
118	319,521	411,085
119	319,923	411,487
120	320,425	411,889
121	320,928	412,292
122	321,330	412,593
123	321,833	412,895
124	322,335	413,096
125	322,938	413,297
126	323,240	413,598
127	323,541	413,900
128	323,843	414,101
129	324,044	414,302
130	324,345	414,603
131	324,647	414,905
132	324,948	415,106
133	325,149	415,307
134	325,350	415,608
135	325,551	415,910
136	325,853	416,111
137	326,154	416,312
138	326,355	416,613
139	326,657	416,915
140	326,959	417,116

	141	327,160	417,317		
	142	327,361	417,619		
	143	327,662	417,920		
	144	327,863	418,121		
	145	328,165	418,322		
	146	328,366			
	147	328,667			
	148	328,969			
	149	329,170			
	150	329,371			
	151	329,672			
	152	329,974			
	153	330,175			
再任用教育職員		235,193	275,698	332,788	417,317

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,739円をそれぞれ加算した額とする。

**第4条** 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

( 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正 )

**第5条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 知事等の給与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>( 知事等の給与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

**第6条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 知事等の給与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>( 知事等の給与 )</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

( 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 )

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p><b>別表第1 (第5条関係)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>400,029</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>458,325</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>518,631</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>599,039</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>696,534</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>795,034</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2 (第5条関係)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>333,693</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>368,871</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>396,009</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>400,029</u>	2	<u>458,325</u>	3	<u>518,631</u>	4	<u>599,039</u>	5	<u>696,534</u>	6	<u>795,034</u>	号給	給料月額		円	1	<u>333,693</u>	2	<u>368,871</u>	3	<u>396,009</u>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p><b>別表第1 (第5条関係)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>398,985</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>458,280</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>518,580</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>598,980</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>696,465</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>794,955</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2 (第5条関係)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>332,655</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>368,835</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>395,970</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>398,985</u>	2	<u>458,280</u>	3	<u>518,580</u>	4	<u>598,980</u>	5	<u>696,465</u>	6	<u>794,955</u>	号給	給料月額		円	1	<u>332,655</u>	2	<u>368,835</u>	3	<u>395,970</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>400,029</u>																																																				
2	<u>458,325</u>																																																				
3	<u>518,631</u>																																																				
4	<u>599,039</u>																																																				
5	<u>696,534</u>																																																				
6	<u>795,034</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>333,693</u>																																																				
2	<u>368,871</u>																																																				
3	<u>396,009</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>398,985</u>																																																				
2	<u>458,280</u>																																																				
3	<u>518,580</u>																																																				
4	<u>598,980</u>																																																				
5	<u>696,465</u>																																																				
6	<u>794,955</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>332,655</u>																																																				
2	<u>368,835</u>																																																				
3	<u>395,970</u>																																																				

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第9条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中</p>	<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中</p>

「（以下「管理職手当受給職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 省略

別表第1（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>377,917</u>
2	<u>424,152</u>
3	<u>474,407</u>
4	<u>535,718</u>
5	<u>611,100</u>
6	<u>713,621</u>
7	<u>834,233</u>

「（以下「管理職手当受給職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

4 省略

別表第1（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>376,875</u>
2	<u>424,110</u>
3	<u>474,360</u>
4	<u>535,665</u>
5	<u>611,040</u>
6	<u>713,550</u>
7	<u>834,150</u>

**第10条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」とい</p>	<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」とい</p>

う。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

4 省略

う。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 省略

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

**第11条** 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p>	<p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p>

**第12条** 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p>	<p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>4～6 省略</p>





備考 省略

別表第2(第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額額	242.73	254.49	258.61	290.07	306.65	320.82	344.54	379.82	411.58
		円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 省略

別表第3(第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額額	218.60	260.01	284.94	327.56	386.36
		円	円	円	円	円

備考 省略

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額

備考 省略

別表第2(第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額
再任用職員 _以外の職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
再任用職員	再任用職員	242.73	254.49	258.61	290.07	306.65	320.82	344.54	379.82	411.58
		円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 省略

別表第3(第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額
再任用職員 _以外の職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略
再任用職員	再任用職員	218.60	260.01	284.94	327.56	386.36
		円	円	円	円	円

備考 省略

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(-)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	省略	省略	省略	省略	省略
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		297,710	340,326	395,004	468,376

備考 省略

□ 医療職給料表(二)

職員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		189, 662	216, 398	244, 741	258, 210	283, 538	324, 446	366, 861

備考 省略

八 医療職給料表(三)

職員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236, 299	256, 702	263, 939	274, 191	290, 574	327, 863	372, 490

備考 省略

再任用職 員	省略	省略	省略	省略	省略
再任用職 員		297,710	340,326	395,004	468,376

備考 省略

□ 医療職給料表(二)

職員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職 員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
再任用職 員		189, 662	216, 398	244, 741	258, 210	283, 538	324, 446	366, 861

備考 省略

八 医療職給料表(三)

職員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職 員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
再任用職 員		236, 299	256, 702	263, 939	274, 191	290, 574	327, 863	372, 490

備考 省略

第6条中教育職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第4条関係) 中学校・小学校教育職員給料表	別表第1(第4条関係) 中学校・小学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略
定年前再任用短時間勤務教育職員		基準給料月額 円 226,348	基準給料月額 円 272,482	基準給料月額 円 299,620	基準給料月額 円 326,054	基準給料月額 円 407,266

備考 省略

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		省略	省略	円	省略	省略
	1			268,864		
	2			271,276		
	3			273,588		
	4			275,799		
	5			278,211		
	6			280,523		
	7			282,734		
	8			284,845		
	9			286,956		
	10			289,267		
	11			291,579		
	12			293,690		
	13			296,102		
	14			297,911		

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用教育職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略
再任用教育職員		226,348	272,482	299,620	326,054	407,266

備考 省略

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級		3級	4級
	号給	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
		省略	省略		省略	省略
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					

15	<u>299,821</u>	15
16	<u>301,530</u>	16
17	<u>303,339</u>	17
18	<u>305,650</u>	18
19	<u>307,862</u>	19
20	<u>310,274</u>	20
21	<u>312,485</u>	21
22	<u>314,897</u>	22
23	<u>317,109</u>	23
24	<u>319,722</u>	24
25	<u>322,134</u>	25
26	<u>324,446</u>	26
27	<u>326,657</u>	27
28	<u>328,768</u>	28
29	<u>330,878</u>	29
30	<u>332,487</u>	30
31	<u>334,095</u>	31
32	<u>335,703</u>	32
33	<u>337,512</u>	33
34	<u>339,623</u>	34
35	<u>341,734</u>	35
36	<u>343,744</u>	36
37	<u>345,854</u>	37
38	<u>347,965</u>	38
39	<u>350,176</u>	39
40	<u>352,287</u>	40
41	<u>354,197</u>	41
42	<u>356,307</u>	42
43	<u>358,217</u>	43
44	<u>360,328</u>	44
45	<u>362,137</u>	45
46	<u>364,147</u>	46
47	<u>366,057</u>	47
48	<u>368,067</u>	48
49	<u>369,675</u>	49

	50		<u>371 484</u>					50					
	51		<u>373 394</u>					51					
	52		<u>375 404</u>					52					
	53		<u>377 214</u>					53					
	54		<u>379 023</u>					54					
	55		<u>380 832</u>					55					
定年	56		<u>382 541</u>					56	再任				
前再									用教				
任用	57		<u>384 048</u>					57	育職				
短時	58		<u>385 656</u>					58	員				
間勤	59		<u>387 365</u>					59	—				
務教	60		<u>389 074</u>					60	—				
育職									—				
員以	61		<u>390 280</u>					61	—以				
外の	62		<u>391 687</u>					62	外の				
教育	63		<u>393 094</u>					63	教育				
職員	64		<u>394 401</u>					64	職員				
	65		<u>395 808</u>					65					
	66		<u>397 014</u>					66					
	67		<u>398 421</u>					67					
	68		<u>399 828</u>					68					
	69		<u>401 135</u>					69					
	70		<u>402 442</u>					70					
	71		<u>403 849</u>					71					
	72		<u>405 155</u>					72					
	73		<u>406 462</u>					73					
	74		<u>407 869</u>					74					
	75		<u>409 276</u>					75					
	76		<u>410 583</u>					76					
	77		<u>411 789</u>					77					
	78		<u>412 995</u>					78					
	79		<u>414 302</u>					79					
	80		<u>415 709</u>					80					
	81		<u>417 015</u>					81					
	82		<u>418 222</u>					82					
	83		<u>419 227</u>					83					
	84		<u>420 433</u>					84					

85	<u>421,639</u>	85
86	<u>422,845</u>	86
87	<u>424,051</u>	87
88	<u>425,056</u>	88
89	<u>426,162</u>	89
90	<u>427,167</u>	90
91	<u>428,172</u>	91
92	<u>429,177</u>	92
93	<u>430,082</u>	93
94	<u>430,886</u>	94
95	<u>431,690</u>	95
96	<u>432,494</u>	96
97	<u>433,298</u>	97
98	<u>433,700</u>	98
99	<u>434,102</u>	99
100	<u>434,504</u>	100
101	<u>434,906</u>	101
102	<u>435,208</u>	102
103	<u>435,509</u>	103
104	<u>435,811</u>	104
105	<u>436,112</u>	105
106	<u>436,414</u>	106
107	<u>436,715</u>	107
108	<u>436,916</u>	108
109	<u>437,117</u>	109
110	<u>437,419</u>	110
111	<u>437,721</u>	111
112	<u>437,922</u>	112
113	<u>438,123</u>	113
114	<u>438,424</u>	114
115	<u>438,726</u>	115
116	<u>438,927</u>	116
117	<u>439,128</u>	117
118 ~		118 ~
153		153
省略		省略

定年 前再 任用 短時 間勤 務教 育職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円
	235,193	275,698	304,545	332,788	417,317

備考 省略

再任 用教 育職 員	235,193	275,698	332,788	417,317
---------------------	---------	---------	---------	---------

備考 省略

○愛媛県条例第34号

愛媛県消費生活条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県消費生活条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する等の条例

(愛媛県消費生活条例の一部改正)

第1条 愛媛県消費生活条例(昭和50年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理等)</p> <p><b>第35条</b> 知事は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項の規定により措置が講じられているものを除く。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理等)</p> <p><b>第35条</b> 知事は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報(愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第14条第2項の規定により措置が講じられているものを除く。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

第2条 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置等)</p> <p><b>第23条</b> 第19条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議させる</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し必要な事項について実施機関(個人情報保護制度の運営に関しては、議会を除く。)に意見を述べることができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p><b>第24条</b> 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準</p>	<p>(設置等)</p> <p><b>第23条</b> 第19条 _____</p> <p>_____の</p> <p>規定による諮問に応じて審査請求について調査審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じて審査請求について行う調査審議その他個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し必要な事項について実施機関 _____</p> <p>_____に意見を述べる</p> <p>ことができる。</p> <p>3～6 省略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p><b>第24条</b> 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人</p>



用する同条第1項の規定により諮問をした機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等(同法第78条第1項第4号 \_\_\_\_\_ に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(同法第94条第1項 \_\_\_\_\_ に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(同法第102条第1項 \_\_\_\_\_ に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る地方公共団体等行政文書(同法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は地方公共団体等行政文書の開示を求めることができない。

## 2 省略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る地方公共団体等行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

## 4 省略

(委員による調査手続)

**第27条** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された公文書若しくは地方公共団体等行政文書閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

\_\_\_\_\_ の規定により諮問をした機関を含む。以下同じ。)に対し、公開決定等 \_\_\_\_\_ 又は開示決定等(個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(個人情報保護条例第44条に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は \_\_\_\_\_ 開示を求めることができない。

## 2 省略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等 \_\_\_\_\_ 又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る公文書 \_\_\_\_\_ に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

## 4 省略

(委員による調査手続)

**第27条** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第24条第1項の規定により提示された公文書 \_\_\_\_\_ を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第25条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(愛媛県個人情報保護条例の廃止)

**第3条** 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)は、廃止する。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第3条の規定による廃止前の愛媛県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第15条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前において旧条例第16条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の委託を受けた事務に従事していた者に係る同条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第17条第1項若しくは第2項(旧条例第31条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。)、第31条第1項又は第39条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する公文書に記録されている個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 附則第2項又は第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第54条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

6 附則第2項又は第3項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第55条に規定する公文書に記録されている個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### ○愛媛県条例第35号

個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように公布する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

**個人情報の保護に関する法律施行条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

- (1) 知事
- (2) 公営企業管理者
- (3) 教育委員会
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 人事委員会
- (6) 監査委員
- (7) 公安委員会
- (8) 警察本部長
- (9) 労働委員会
- (10) 収用委員会
- (11) 海区漁業調整委員会
- (12) 内水面漁場管理委員会

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用用語は、法で使用用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

**第3条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 県の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。)及び県が設立した地方独立行政法人の職員(役員を含む。)又はこれらの職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(県が設立したものを除く。)の職員(地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。)又はこれらの職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (3) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務
- (5) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項の一部若しくは全部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第4条** 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行しなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長

することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第5条** 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

**第6条** 法第89条第2項の規定により実施機関(県が設立した地方独立行政法人を除く。第11条において同じ。)に納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 開示決定に基づき地方公共団体等行政文書(これを複写した物を含む。)の写し(複製物を含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正決定等の期限)

**第7条** 実施機関は、訂正請求があった日から29日以内に訂正決定等を行しなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

**第8条** 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

**第9条** 実施機関は、利用停止請求があった日から29日以内に利用停止決定等を行しなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

**第10条** 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

**第11条** 法第119条第3項の規定により実施機関に納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額を合算した金額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限り。)

2 法第119条第4項の規定により実施機関に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により実施機関に納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

3 前2項の手数は、納入通知書により納付しなければならない。

(実施状況の公表)

**第12条** 知事は、毎年、実施機関における保有個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第3条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

○愛媛県条例第36号

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(手数料の納付時期)				(手数料の納付時期)			
<b>第3条</b> 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 別表6の表17の項及び18の項に掲げる手数料 一般旅券の受領の際 (5) 省略 <b>別表</b> (第2条 第4条、第7条関係) 1～5 省略 6 その他の手数料				<b>第3条</b> 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 別表6の表17の項、18の項及び21の項に掲げる手数料 一般旅券の受領の際 (5) 省略 <b>別表</b> (第2条 第4条、第7条関係) 1～5 省略 6 その他の手数料			
事 務		名 称	金 額	事 務		名 称	金 額
1～16 省略				1～16 省略			
17 旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給		一般旅券発給手数料	2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合 <del>は</del> 、4,000円)	17 旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給		一般旅券発給手数料	2,000円
18～20 省略				18～20 省略			
21 削除				21 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補		一般旅券査証欄増補手数料	500円
22～66 省略				22～66 省略			
備考 省略				備考 省略			

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表</b> (第2条関係)			<b>別表</b> (第2条関係)		
事 務		市 町	事 務		市 町
1～26 省略			1～26 省略		

<p>26の2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。）</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定に基づく申請者が本人であること等の確認に関する事務</p> <p>(5) 法第3条第5項の規定に基づく現有旅券の確認に関する事務</p> <p>(6) 法第8条第1項（法第10条第4項 _____ において準用する場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の交付に関する事務</p> <p>(7) 法第8条第2項の規定に基づく返納すべき現有旅券の受理 _____ に関する事務</p> <p>(8) 法第8条第3項の規定に基づく出頭を求めることなく行う一般旅券の交付及び返納すべき現有旅券の受理に関する事務</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 法第17条第3項の規定に基づく届出者が本人であること等の確認に関する事務</p> <p>(11)・(12) 省略</p>	各市区町	<p>26の2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。）</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定に基づく申請者が人違いでないこと等の確認に関する事務</p> <p>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の交付に関する事務</p> <p>(6) 法第8条第2項の規定に基づく出頭を求めることなく行う一般旅券の交付に関する事務</p> <p>(7) 削除</p> <p>(8) 法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 法第17条第3項の規定に基づく届出者が人違いでないこと等の確認に関する事務</p> <p>(11)・(12) 省略</p>	各市区町
26の3～62 省略		26の3～62 省略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号。以下「改正法」という。）による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号。以下「旧旅券法」という。）第5条の規定に基づく一般旅券の発給及び旧旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る第1条の規定による改正前の愛媛県手数料条例別表6の表17の項及び21の項に掲げる手数料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の愛媛県手数料条例別表6の表17の項の規定は、この条例の施行の日以後にされた改正法による改正後の旅券法（以下「新旅券法」という。）第3条第1項の規定による発給の申請に基づいて発行された一般旅券が新旅券法第18条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた旧旅券法第3条第1項の規定による発給の申請に基づいて発行された一般旅券が新旅券法第18条第1項の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。
- 4 改正法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請に係る第2条の規定による改正前の愛媛県事務処理の特例に関する条例別表26の2の項第8号に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第37号

知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年愛媛県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号

の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、次に掲げる法人とする。

(1) 公益社団法人愛媛県園芸振興基金協会

(2) 省略

(3) 公益財団法人愛媛の森林基金

(4) 公益財団法人えひめ産業振興財団

(5) 公益財団法人えひめ海づくり基金

(6) 公益財団法人松山観光コンベンション協会

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、次に掲げる法人とする。

(1) 社団法人愛媛県園芸振興基金協会（昭和47年3月27日に社団法人愛媛県加工原料みかん価格安定基金協会という名称で設立された法人をいう。）

(2) 省略

(3) 財団法人愛媛の森林基金（昭和61年5月10日に財団法人愛媛の森林基金という名称で設立された法人をいう。）

(4) 財団法人えひめ産業振興財団（昭和61年11月1日に財団法人愛媛テクノポリス財団という名称で設立された法人をいう。）

(5) 財団法人えひめ海づくり基金（昭和61年12月12日に財団法人愛媛県栽培漁業基金という名称で設立された法人をいう。）

(6) 財団法人松山観光コンベンション協会（平成3年1月10日に財団法人松山コンベンションビューローという名称で設立された法人をいう。）

(7) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター（平成5年9月1日に財団法人愛媛県廃棄物処理センターという名称で設立された法人をいう。）

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の知事の調査等の対象となる法人を定める条例本則第7号の規定は、同号に掲げる財団法人愛媛県廃棄物処理センターの清算が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第38号

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例

えひめこどもの城管理条例（平成17年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）			別表第2（第6条、第9条、第13条、第14条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
ボート	省略		ボート	省略	
複層型木製アスレチック遊具	1人1回につき	500円			
省略			省略		

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例を次のように公布する。

令和4年12月23日

愛媛県知事 中村時広

## 愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条 第16条）
- 第3章 個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル簿（第17条・第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第19条 第31条）
  - 第2節 訂正（第32条 第38条）
  - 第3節 利用停止（第39条 第44条）
  - 第4節 審査請求（第45条 第47条）
- 第5章 雑則（第48条 第53条）
- 第6章 罰則（第54条 第58条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

**第1条** この条例は、愛媛県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## （定義）

**第2条** この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（第17条第3項第2号を除き、以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別

することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

**第3条** 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

**第4条** 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

**第5条** 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

**第6条** 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

**第7条** 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

**第8条** 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

**第9条** 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

**第10条** 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

**第11条** 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければ



らない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

**第12条** 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会若しくは内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会議務局の特定の課若しくは室又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

**第13条** 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

**第14条** 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

**第15条** 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

い。

- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

**第16条** 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報取扱事務登録簿及び個人情報ファイル簿

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

**第17条** 議会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) その他議長が定める事項
- 2 議会は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
  - (2) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の職員（地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。）又はこれらの職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
  - (3) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務
  - (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務
  - (5) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
  - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
- 4 議会は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

**第18条** 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

- (8) 次条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
- ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

（開示請求権）

**第19条** 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手續）

**第20条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

**第21条** 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 議長が第25条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

**第22条** 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

**第23条** 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第24条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

**第25条** 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第26条** 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第27条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をするこ

とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第28条** 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

**第29条** 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

**第30条** 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

**第31条** 議長に対する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示決定に基づき公文書(これを複製した物を含む。)の写し(複製物を含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

**第32条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にななければならない。

(訂正請求の手続)

**第33条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

**第34条** 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

**第35条** 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

**第36条** 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から29日以内にならなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

**第37条** 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

**第38条** 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

（利用停止請求権）

**第39条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければならない。

（利用停止請求の手續）

**第40条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

**第41条** 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

**第42条** 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

**第43条** 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から29日以内に行なければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

**第44条** 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等を行しなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第45条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があつた場合の議会運営委員会への諮問)

**第46条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

**第47条** 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第5章 雑則

(適用除外)

**第48条** 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

**第49条** 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

る。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

**第50条** 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(特に必要であると認める場合の議会運営委員会への諮問)

**第51条** 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、議会運営委員会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

**第52条** 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

**第53条** この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 第6章 罰則

**第54条** 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第55条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第56条** 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第57条** 前3条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第58条** 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第17条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。